

令和 8 年度

事業概要

愛知県東三河福祉相談センター



目 次

第 1 東三河福祉相談センターの概要

1 管内の概要	1
2 管内の人口	2
3 沿革	3
4 組織及び事務分掌	4

第 2 地域福祉課の事業

1 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員	5
(2) 行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金	6

2 児童福祉

(1) 児童扶養手当関係事務	6
(2) 愛知県遺児手当関係事務	7

3 高齢者福祉

(1) 管内の介護保険事業の実施状況等	9
(2) 介護員養成研修事業者指定事務	10
(3) 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議	10

4 障害者（児）福祉

(1) 特別児童扶養手当関係事務	11
(2) 在宅重度障害者手当関係事務	12
(3) 心身障害者扶養共済制度関係事務	13
(4) 東三河南部障害保健福祉圏域会議	14

5 女性相談支援センター東三河駐在室	15
--------------------	----

第3 児童育成課の事業

1 児童相談所部門の概要

(1) 名称	16
(2) 所管区域	16
(3) 職員	16

2 業務の概要

(1) 業務内容	17
(2) 業務系統図	18

3 業務の実績

(1) 相談・指導等の状況	19
(2) 養護相談の状況	22
(3) 一時保護の状況	24
(4) 児童福祉施設等への入所状況	24
(5) 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況	25
(6) 療育手帳の交付状況	26

第4 障害者相談課の事業

1 障害者更生相談所部門の概要

2 業務の概要

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）	27
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定	28
(3) 補装具の要否判定	29
(4) 療育手帳の交付	29

(5) 相談支援	29
----------	----

3 業務の実施状況

(1) 身体障害者手帳の新規交付件数	30
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定件数	30
(3) 補装具の要否判定件数	30
(4) 療育手帳の交付件数	31
(5) 判定内容別件数	31

第1 東三河福祉相談センターの概要

1 管内の概要

愛知県東三河福祉相談センターの所管区域は、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の4市であり、令和8年4月1日現在の管内（4市）人口は673,470人と県の総人口の約9.1%を占めている。また、令和7年10月1日現在の管内の65歳以上の高齢者人口は188,651人であり、高齢化率（27.9%）は県平均（25.9%）より高い数値となっている。

管内の地勢は、愛知県東南部に位置し、背後に本宮山から遠望峰山・三ヶ根山に至る山々、弓張山系石巻山地に囲まれた三河湾に面する扇形地域及び太平洋に面する渥美半島からなり、山と海に囲まれた風光明媚な地域である。豊川の豊かな水と温暖な気候により近代的な農業が営まれ、花き、野菜、うずらなどの東三河地域（8市町村）の農業産出額は、全県の約5割を占めるなど、全国有数の農業地帯を形成している。

また、首都圏と関西圏をつなぐ交通の大動脈の中心に位置し、東名高速道路、新東名高速道路などの道路網や、東海道新幹線、東海道本線、名古屋鉄道などの鉄道網が充実しており、名古屋南部や衣浦西部の臨海工業地帯、自動車産業の拠点地域である西三河地域、浜松市を始めとする遠州地域の工業地帯などにも近く、企業にとって魅力的な地域であり、自動車産業を始めとする輸送機器、機械金属、木材関連など各種の企業が進出し、三河港は自動車の輸出入基地として世界でもトップクラスの取扱量を誇っている。

行政の分野では、平成27年1月に東三河8市町村による「東三河広域連合」が設立され、行政事務の共同事務処理や広域連携事業など効率的で効果的な行政体制を目指した各種取組を進めている。平成30年度から介護保険事業の保険者が統合され、保健所や児童相談所などの事務権限の移譲に向けた調査研究も進められており、今後更なる広域的な取組みが期待されている。

【東三河福祉相談センター管内区域図】

【愛知県全図】



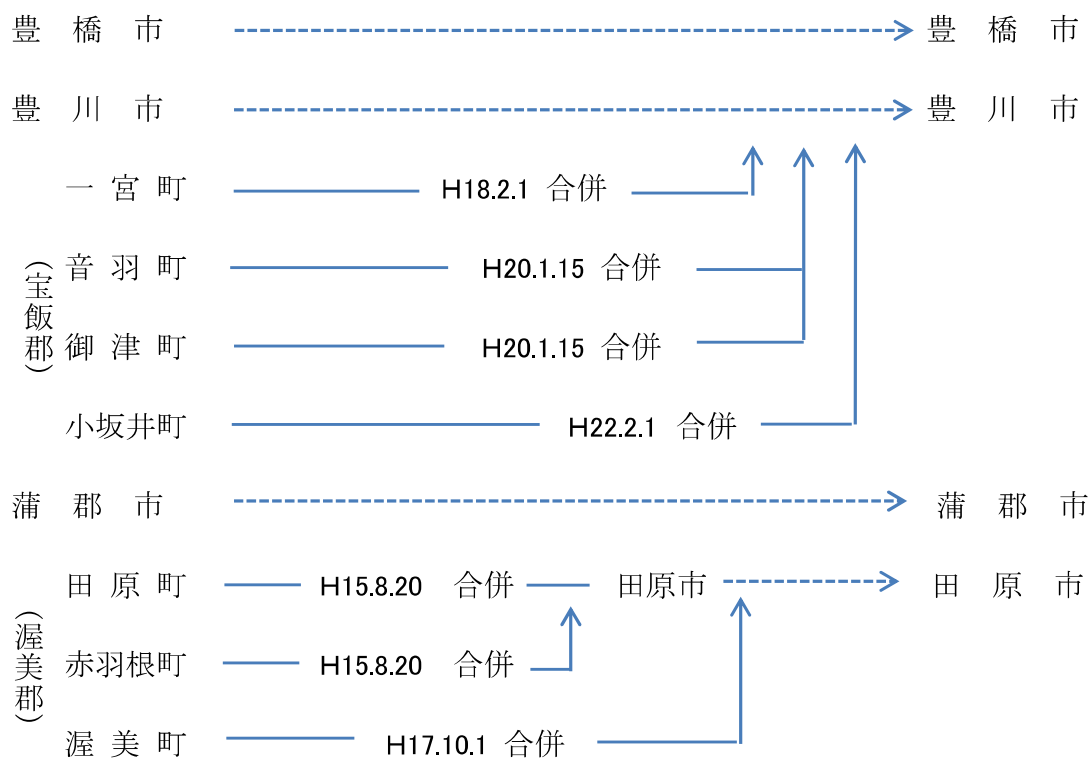
2 管内の人口

(令和 8 年 4 月 1 日現在)			(令和 7 年 10 月 1 日現在)					
区分	世 帯	総人口	0～14 歳		15～64 歳		65 歳以上	
			実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
豊 橋	世帯 157,295	人 358,333	人 42,689	% 11.9	人 218,938	% 60.8	人 98,614	% 27.4
豊 川	77,445	182,821	23,107	12.6	110,961	60.5	49,240	26.9
蒲 郡	32,022	76,251	8,523	11.1	44,806	58.4	23,401	30.5
田 原	23,129	56,065	6,233	11.1	32,638	58.0	17,396	30.9
合 計	289,891	673,470	80,552	11.9	407,343	60.2	188,651	27.9
愛知県	3,430,921	7,439,980	886,516	11.9	4,635,968	62.2	1,931,319	25.9

(注) 「世帯」と「総人口」は、令和 8 年 4 月 1 日現在。「年齢区分別人口」については、令和 7 年 10 月 1 日現在。

[出典]：県民文化局統計課「愛知県人口動向調査」（令和 2 年国勢調査結果（2020 年 10 月 1 日現在）を基礎とした推計値）

[管内市町の変遷（平成の大合併）]

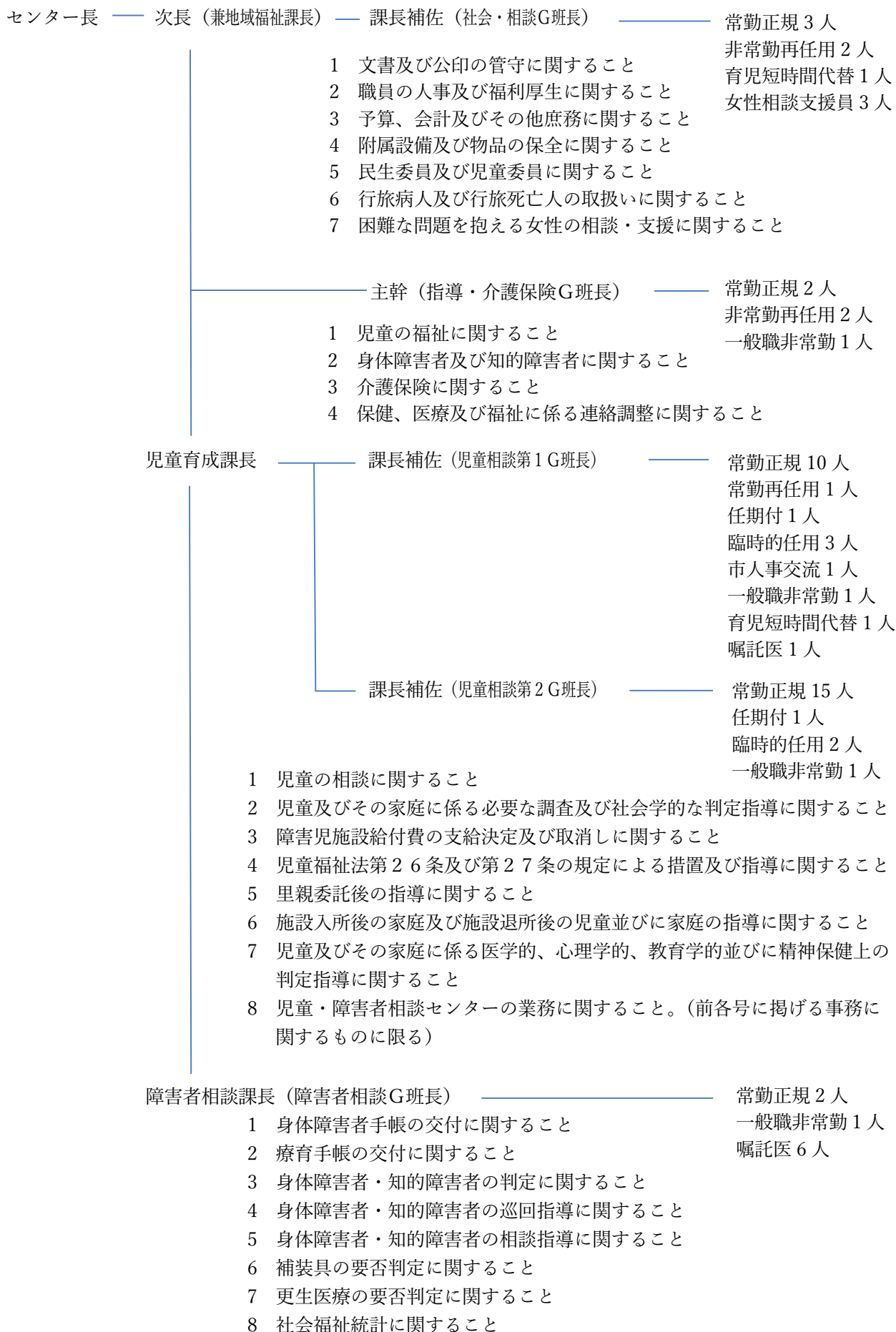


3 沿革

年月日	地域福祉課 (福祉事務所： H22.1.31 まで)	児童育成課 (児童相談所)	障害者相談課 (障害者更生相談所)
S23.6.30	東三河事務所に民生課 設置（豊橋市中八町） 移転（現在地）	豊橋地方児童相談所 設置 （豊橋市中八町）	身体障害者更生相談所 設置（名古屋市） 精神薄弱者(注)更生相談所 設置（名古屋市） 注：当時の法令用語
S25.6.		元宝飯地方事務所 豊橋 税務出張所内に移転	
S26.7.18		豊橋市東松山町に移転	
S27.5.27		豊橋児童相談所に 名称変更	
S28.11.1			
S30.9.22		一時保護所を開設 （10 名）	
S30.11.10			
S33.8.16			
S35.7.1			
S43.3.30		豊橋市瓦町通に移転	
S47.4.1		一時保護所を廃止（中央 児童相談所が集中管理）	
S52.5.1			
H14.4.1	健康福祉課に名称変更	東三河児童・障害者相談センター 設置（現在地） （児童相談所と障害者更生相談所の統合）	
H20.4.1	東三河福祉相談センター 設置 *センターの下に次の 2 つの行政機関を置く ・東三河福祉事務所（福祉事務所） ・東三河児童・障害者相談センター（児童相談所、障害者更生相談所）		
H22.2.1	*管内町村がすべて市に移行したため、東三河福祉事務所は廃止		
H27.1.30	（東三河広域連合 設立）		

4 組織及び事務分掌

(令和8年4月1日現在)



第2 地域福祉課の事業

地域福祉課は、地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉に関する各種業務を行うほか、DV や困難な問題を抱える女性を相談支援する機能も担っている。

1 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する助言その他の援助などを行っている。

また、児童福祉法の規定により児童委員を兼ねており、児童福祉の向上のための活動も行っている。

児童委員は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っているが、児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、民生委員・児童委員の定数は、国の示す配置基準を参酌して、県の条例により市町村ごとに定められている。現在の任期は令和7年12月1日から3年間となっている。

ア 配置状況

(令和8年4月1日現在、単位：人)

市 名	豊川市	蒲郡市	田原市
民 生 委 員 定 数	304	138	115
主 任 児 童 委 員 定 数	37	16	6
民 生 委 員 協 議 会 数	17	8	3

(注) 民生委員は児童委員を兼ねる。主任児童委員数は再掲
豊橋市は中核市であるため除く

イ 民生委員協議会活動費交付金

民生委員協議会活動の進展を図るために要する経費として交付する。

(令和7年度)

民生委員定数1人当たり	2,207 円 (4月～11月分) 1,101 円 (12月～3月分)
1 民生委員協議会当たり	41,600 円

(2) 行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、管内の各市が取り扱った行旅死亡人等の実費弁償に要する経費を県が負担することにより、円滑な行旅死亡人等の取り扱いを図る。

負担率：10/10（生活保護基準を適用）

<実施状況>

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	2 件	0 件	0 件
金 額	308,027 円	0 円	0 円

2 児童福祉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童憲章（昭和 26 年宣言）の制定により、「すべての児童を心身ともに健やかに育成し、これを愛護する」との児童福祉の基本理念が確立された。以来、当該理念を基本として、児童の福祉の増進を図るための各種施策が進められている。

当センターにおいては、ひとり親家庭等に対する支援施策の一環として、遺児手当の支給に係る事務等を実施している。

(1) 児童扶養手当関係事務

<事業内容>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

当センターでは認定等の事務はないが、管内 4 市の実地指導を隔年で実施している。

（事業開始：昭和 36 年度）

ア 支給要件

次のいずれかに該当する 18 歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 上記に準ずる児童

イ 所得制限の限度額

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受 給 資格者	全部支給	690 千円	1,070 千円	1,450 千円	1,830 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
	一部支給	2,080 千円	2,460 千円	2,840 千円	3,220 千円	同上
配偶者・扶養義務者		2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円	同上

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額(月額)

(令和 8 年度)

	全部支給者	一部支給停止者
本体額	48,050 円	48,040 円～11,340 円
加算額(児童 2 人目以降 1 人につき)	11,350 円加算	11,340 円～ 5,680 円

エ 支給時期

年 6 回(5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月)

オ 費用負担割合

国 1/3、県又は市 2/3

< 手当受給状況 >

(令和 8 年 3 月 31 日現在、単位：人)

	受給者数	生別		死別	未婚	障害者	遺棄	DV 保護	その他
		離婚	その他						
豊橋市	1,822 (1,926)	1,521 (1,591)	1 (0)	8 (10)	214 (237)	15 (15)	2 (2)	2 (2)	59 (69)
豊川市	955 (1,023)	784 (844)	0 (0)	3 (4)	123 (123)	17 (17)	4 (3)	1 (1)	23 (31)
蒲郡市	403 (424)	321 (337)	0 (0)	5 (6)	54 (53)	14 (18)	0 (0)	0 (0)	9 (10)
田原市	264 (269)	224 (225)	0 (0)	3 (3)	22 (25)	9 (10)	0 (0)	0 (0)	6 (6)
合 計	3,444 (3,642)	2,850 (2,997)	1 (0)	19 (23)	413 (438)	55 (60)	6 (5)	3 (3)	97 (116)

※ () は前年同期

(参考) 当センターの管内に町村がないため認定等の事務は行っていない。

(2) 愛知県遺児手当関係事務

< 事業内容 >

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。

(事業開始：昭和 45 年度) (所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する 18 歳以下(18 歳到達の年度の末日まで)の児童を監護、養育している者

- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が引き続き 1 年以上行方不明である児童
- ・ 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ その他上記に準ずる状態にある児童で知事が定めるもの

イ 所得制限の限度額

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受給資格者	2,080 千円	2,460 千円	2,840 千円	3,220 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
配偶者・扶養義務者	2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円	同上

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額 (月額)

(令和 8 年度)

支給開始 1～3 年目	4,350 円
支給開始 4～5 年目	2,175 円

エ 支給時期

年 6 回 (5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月)

オ 費用負担割合

県 10/10

<手当受給状況>

(令和 8 年 3 月 31 日現在、単位：人)

区 分	受給者数	要 件 別 内 訳							
		死別 世帯	障害者 世帯	生別母子等世帯			未婚の 母子世帯	その他	重複
				遺棄	拘禁	離婚			
豊橋市	972 (990)	3 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	852 (858)	106 (111)	1 (1)	9 (14)
豊川市	454 (501)	2 (3)	0 (1)	1 (3)	0 (0)	393 (427)	53 (62)	1 (1)	4 (4)
蒲郡市	217 (227)	4 (4)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	182 (188)	26 (31)	0 (0)	3 (1)
田原市	114 (137)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	101 (121)	11 (14)	0 (0)	2 (1)
合 計	1,757 (1,855)	9 (12)	3 (5)	1 (3)	0 (1)	1,528 (1,594)	196 (218)	2 (2)	18 (20)

※ () は前年同期

3 高齢者福祉

高齢化の進展に伴い、介護を社会全体で支えることを目的として、介護保険法が平成 12 年 4 月に施行された。本県においては、同法等に基づき、生きがい対策、要保護高齢者対策、施設整備等、各種高齢者福祉の向上を図るため、「愛知県高齢者福祉保健医療計画」（第 1 期：平成 12 年 3 月策定）を策定し、各種施策を推進してきている。現在は、令和 6 年 3 月に策定した第 9 期計画に基づき、引き続き高齢者福祉の充実に向けた取組を進めている。

（1）管内の介護保険事業の実施状況等

当センターにおいては、同計画に定める 11 の老人福祉圏域のうち、東三河南部圏域に属する 4 市を所管している。なお、当該 4 市に加え、東三河北部圏域に属する 4 市町村は、平成 30 年 4 月より東三河広域連合として介護保険の保険者機能を統合し、単一の保険者として運営を行っている。このため、以後の保険者に対する指導については、新城設楽福祉相談センターと合同で実施している。

ア 介護保険料

【第 9 期計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の第 1 号被保険者の保険料基準額（月額）】

東三河広域連合	県内順位	〈参考〉全 国 加重平均 (6,225 円)
4,930 円	44 保険者中 40 位	愛知県 加重平均 (5,957 円)

（注）東三河 8 市町村の保険料基準額（月額）は、令和 3 年度（第 8 期計画）から統一

イ 被保険者の状況

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

	第 1 号被保険者数	左のうち要介護（支援）認定者数	出現率
豊橋市	98,073 人	15,358 人	15.7%
豊川市	49,340	8,570	17.4
蒲郡市	23,336	4,335	18.6
田原市	17,542	2,519	14.4

（出典）東三河広域連合による報告（介護保険事業状況報告 月報（暫定版）の内数）

ウ イの要介護（支援）認定者数の介護度別内訳

（令和 8 年 3 月 31 日現在、単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
豊橋市	2,577	2,994	3,302	2,273	1,453	1,833	926	15,358
豊川市	1,168	1,713	1,898	1,164	957	1,075	595	8,570
蒲郡市	881	690	927	561	476	501	299	4,335
田原市	271	473	491	447	312	360	165	2,519

（出典）東三河広域連合による報告（介護保険事業状況報告 月報（暫定版）の内数）

エ 介護保険施設の設置状況

（令和 8 年 4 月 1 日現在、単位：箇所）

	介護老人福祉施設 （地域密着型含む）	介護老人保健施設	介護医療院	計
豊橋市	22	7	2	31
豊川市	14 ※1	3	2	19
蒲郡市	8	2	0	10
田原市	5 ※2	2	0	7

※1 特別養護老人ホームちぎりのユニット型施設・多床室型施設は同一建物のため 1 か所で計上

※2 田原福寿園は本館と新館が別施設になっているため 2 か所で計上

(2) 介護員養成研修事業者指定事務

平成 25 年度から、介護職員に係る研修課程の見直しが行われ、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための研修として、従来の基礎研修課程及び 1 級課程は「実務者研修」に一本化された。また、2 級課程については、「介護職員初任者研修」へと移行された。さらに、平成 30 年度からは、新たに「生活援助従事者研修」が創設され、訪問介護における生活援助サービスの提供に従事する者を対象とした研修制度が導入された。

当センターにおいては、初任者研修と生活援助従事者研修の事務を実施している。

(所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

ア 研修課程の主な内容及び事業者数

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

研修課程	目 的	カリキュラム	事業者数
介護職員 初任者研修	基本的な介護業務を行える必要な知識等を取得	・ 130 時間＋修了評価 (1 時間程度の筆記試験) ・ 講義と演習を一体的に実施	4 事業者 (内訳) 通学 4 通信 2
生活援助 従事者研修	生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を取得	・ 59 時間＋修了評価 (0.5 時間程度の筆記試験) ・ 講義と演習を一体的に実施	1 事業者 (内訳) 通信 1

イ 受付件数 (令和 7 年度)

(単位：件)

指定申請	計画承認申請	変更申請	変更届	実績報告
0	21	4	28	20

(3) 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議

東三河南部圏域内における保健・医療・福祉に関する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的として、関係行政機関、関係団体その他の関係者から意見を聴取するとともに、関係機関等相互の連絡調整を図ることにより、保健・医療・福祉の連携を推進するための会議が設置されている。当該会議は、基幹的保健所が開催主体となっており、当センターは東三河南部圏域における会議の事務局構成機関として参画している。

ア 会議構成員

基幹的保健所の長が、議題の内容に応じ必要と認める者を招集

イ 事務局

豊川保健所、東三河福祉相談センター

ウ 令和 7 年度の開催状況

開催月	主 要 内 容	
令和 7 年 8 月 (書面)	議 題	なし
	報告事項	1.愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新内容
令和 8 年 2 月	議 題	1.渥美病院の災害拠点病院指定について 2.医療計画及び次期地域医療構想の見直し・策定について
	報告事項	1.愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新内容

4 障害者（児）福祉

障害者福祉に係る法制度としては、平成 18 年 4 月（一部は同年 10 月）に施行された障害者自立支援法により、従来、障害種別ごとに異なる法体系で提供されていた福祉サービスや公費負担医療等が一元的に提供される仕組みが導入されるとともに、都道府県及び市町村が障害福祉サービスの提供等に関する障害福祉計画を策定し、計画的に施策を推進することが定められた。その後、障害者の範囲に難病等を加えるなどの制度改正を経て、平成 25 年 4 月（一部は平成 26 年 4 月）からは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行された。本県においては、現在、「第 7 期愛知県障害福祉計画」及び「第 3 期愛知県障害児福祉計画」（計画期間：令和 6 年度から令和 8 年度）に基づき、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた各種施策を実施している。

当センターにおいては、障害のある児童を対象とした特別児童扶養手当の支給に係る事務等を実施している。

（１）特別児童扶養手当関係事務

<事業内容>

家庭において介護されている身体又は精神に障害のある児童(20 歳未満)を監護養育している者に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。(事業開始:昭和 39 年度)
(所管区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 支給要件

身体又は精神に重度の障害がある児童(1 級該当児)	療育(愛護)手帳 A (1~2 度) 程度 ※1 身体障害者手帳 1~2 級程度
身体又は精神に中度の障害がある児童(2 級該当児)	療育(愛護)手帳 B (3 度) 程度 ※2 身体障害者手帳 3~4(一部) 級程度

※1 IQ35 以下程度(身体障害者手帳 1~3 級の者にあつては IQ50 以下で日常生活において常時介護を要する程度)の障害

※2 IQ50 以下で療育手帳 A に該当しない程度の障害

イ 所得制限の限度額

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受給資格者	4,596 千円	4,976 千円	5,356 千円	5,736 千円	1 人増す毎に 380 千円加算
配偶者・扶養義務者	6,287 千円	6,536 千円	6,749 千円	6,962 千円	1 人増す毎に 213 千円加算

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 手当額

(令和 8 年度)

1 級該当児	1 人月額 58,450 円
2 級該当児	1 人月額 38,930 円

エ 支給時期

年 3 回 (4 月、8 月、11 月)

オ 費用負担割合

国 10/10

<手当受給状況>

(令和8年3月31日現在、単位：人)

区 分	受給者数	受給対象障害児童数											
		身体障害児			精神障害児			重複障害児			合 計		
		1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	計
豊橋市	731 (749)	34 (36)	37 (43)	71 (79)	284 (283)	436 (440)	720 (723)	2 (4)	0 (0)	2 (4)	320 (323)	473 (483)	793 (806)
豊川市	395 (370)	24 (22)	17 (14)	41 (36)	153 (140)	237 (223)	390 (363)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	177 (163)	254 (237)	431 (400)
蒲郡市	144 (134)	10 (9)	6 (9)	16 (18)	48 (53)	91 (72)	139 (125)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	58 (62)	97 (81)	155 (143)
田原市	85 (88)	9 (8)	5 (9)	14 (17)	38 (43)	41 (36)	79 (79)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	47 (51)	46 (45)	93 (96)
合 計	1,355 (1,341)	77 (75)	65 (75)	142 (150)	523 (519)	805 (771)	1,328 (1,290)	2 (5)	0 (0)	2 (5)	602 (599)	870 (846)	1,472 (1,445)

※ () は前年同期

(2) 在宅重度障害者手当関係事務

<事業内容>

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助となるよう県単独で手当を支給し、その福祉の増進を図る。(事業開始：昭和45年度)

(所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 支給要件等

(令和8年度)

支 給 要 件		手当相当額	備 考
1 種 重 度 障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ、 知能指数が35以下と判定され、愛知県知事 又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の 交付を受けた者	年額 191,400 円 (月額 15,950 円)	特別障害者手 当等受給者、 施設入所者及 び病院等に3 月を超えて入 院している者 を除く。
2 種 重 度 障害者	ア 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、愛知県知 事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護 手帳の交付を受けた者 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能 指数が50以下と判定され、愛知県知事又は 名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の 交付を受けた者。 (65歳以上になってから新たに障害者となっ た者を除く)	年額 83,400 円 (月額6,950円)	

イ 所得制限の限度額 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

受給資格者	3,661 千円
配偶者・扶養義務者	6,287 千円

(注) 表内金額数字は所得ベース

ウ 支給時期

年 3 回 (4 月、8 月、12 月)

<手当受給状況> (令和 8 年 4 月 16 日現在、単位：人)

区 分	1 種	2 種	計
豊橋市	37 (37)	3,210 (3,232)	3,247 (3,269)
豊川市	21 (22)	1,499 (1,500)	1,520 (1,522)
蒲郡市	4 (5)	725 (726)	729 (731)
田原市	4 (3)	461 (465)	465 (468)
合 計	66 (67)	5,895 (5,923)	5,961 (5,990)

※ () は前年同期

(3) 心身障害者扶養共済制度関係事務

<事業内容>

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、その保護者が死亡や重度障害となった場合に障害者に終身一定額の年金を支給する。

当センターでは、掛金の免除に関する事務のみを実施している。

(事業開始：昭和 45 年度) (所管区域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)

ア 掛 金 保護者(加入者) 1 口 9,300 円～23,300 円
(平成 19 年度以前加入者 5,600 円～14,500 円)

イ 加入口数 2 口まで

ウ 給 付 金 (令和 8 年度)

年 金	保護者が死亡した場合等に支給	1 口加入の場合	月額 20,000 円
		2 口加入の場合	月額 40,000 円
弔慰金	保護者の生存中、障害者が死亡した場合等に支給 (加入期間が 1 年以上の者)	平成 19 年度以前加入	30,000 円～150,000 円 (加入期間により異なる。)
		平成 20 年度以降加入	50,000 円～250,000 円 (加入期間により異なる。)
脱退一時金	加入者が任意で脱退したときに支給 (加入期間が 5 年以上の者)	平成 19 年度以前加入	45,000 円～150,000 円 (加入期間により異なる。)
		平成 20 年度以降加入	75,000 円～250,000 円 (加入期間により異なる。)

エ 免除の事由等

免除の事由	免除の期間	免除の額	加入者が2人以上の心身障害者について加入している場合の1人を除く障害者に係る免除の額
加入者等が生活保護受給世帯に属する	当該事由の発生した日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月まで	掛金等の全額	
加入者等が市町村民税を課せられていない	8月（新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月）から翌年7月まで	掛金等の100分の70	掛金等の100分の85
加入者等が市町村民税の均等割のみを課せられている	8月（新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月）から翌年7月まで	掛金等の100分の50	掛金等の100分の75
加入者等の所得の合算額が災害、疾病、失業等により著しく減少した	当該事由の発生した日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月まで	掛金等の100分の30	掛金等の100分の65
加入者が2人以上の心身障害者について加入している	当該事由の発生した日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月まで		掛金等の100分の50

注）2以上の免除の事由に該当するときの免除の額は、最も大きい免除の額による。

（4）東三河南部障害保健福祉圏域会議

東三河南部障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制に関する課題や情報の共有を図るとともに、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証並びに策定支援を行うことを目的として、本会議を設置している。

ア 会議の連絡調整、検討事項

- ・ 障害者相談支援体制に係る情報交換及び関係機関の連携に関すること
- ・ 障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備状況に関すること
- ・ 地域アドバイザーの活動への協力及び支援に関すること

イ 構成員

管内4市の障害福祉事務担当者、障害福祉施設関係者等の会議検討事項に応じてセンター長が必要と認める者

ウ 令和7年度の開催状況

開催月	主な内容	
令和7年7月	議 題	1.各機関における障害施策分野の主要事業等の紹介 2.就労選択支援サービス導入に伴う準備状況等 3.地域連携推進会議の本格導入に伴う対応状況と課題等 4.株式会社恵による一括譲渡後の対応状況と課題等
令和8年3月	議 題	1.地域生活支援拠点等の機能強化 ア 拠点コーディネーターの配置 イ 緊急時の受入れ対応体制 ウ 体験の機会・場の提供体制 2.就労選択支援の現況
	報告事項	1.次期計画策定に向けた地域差是正に関する国の検討状況等

5 女性相談支援センター東三河駐在室

女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第3項に規定する「女性相談支援センター」の業務のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行う。

県内7か所にある県福祉相談センターには女性相談支援センター駐在室が設置され、東三河福祉相談センター内には、東三河駐在室が設置されており、女性相談支援員が3名配置されている。

女性相談支援員は、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、電話や面接による相談を実施している。また、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ相談機関として、DV被害者の相談・支援も行う。

主訴別相談件数（令和7年度）

			面接	電話
人間関係	夫等	夫等の暴力	61	26
		酒乱・薬物		
		離婚問題	6	24
		その他	2	18
	子ども	子どもの暴力		1
		養育不能		
		その他		7
	親族	親の暴力	3	3
		親族の暴力	2	1
		その他		5
	交際相手	生活根拠共の交際相手（含元）の暴力		
		交際相手の暴力		3
		同性間の交際相手の暴力		
		その他		1
	家庭不和			1
	その他の者の暴力			1
	男女問題			1
	その他			13
	計		74	105

		面接	電話
住居問題			1
帰宅先無し			
経済関係	生活困窮		
	借金・サラ金		
	求職		2
	その他		1
医療関係	病気		
	精神的問題		49
	妊娠出産		
	その他		
不純異性交遊			
売春強要			
ヒモ・暴力団関係			
5条関係			
人身取引			
ストーカー			1
計		0	54

		面接	電話
総 計		74	159

第3 児童育成課の事業

1 児童相談所部門の概要

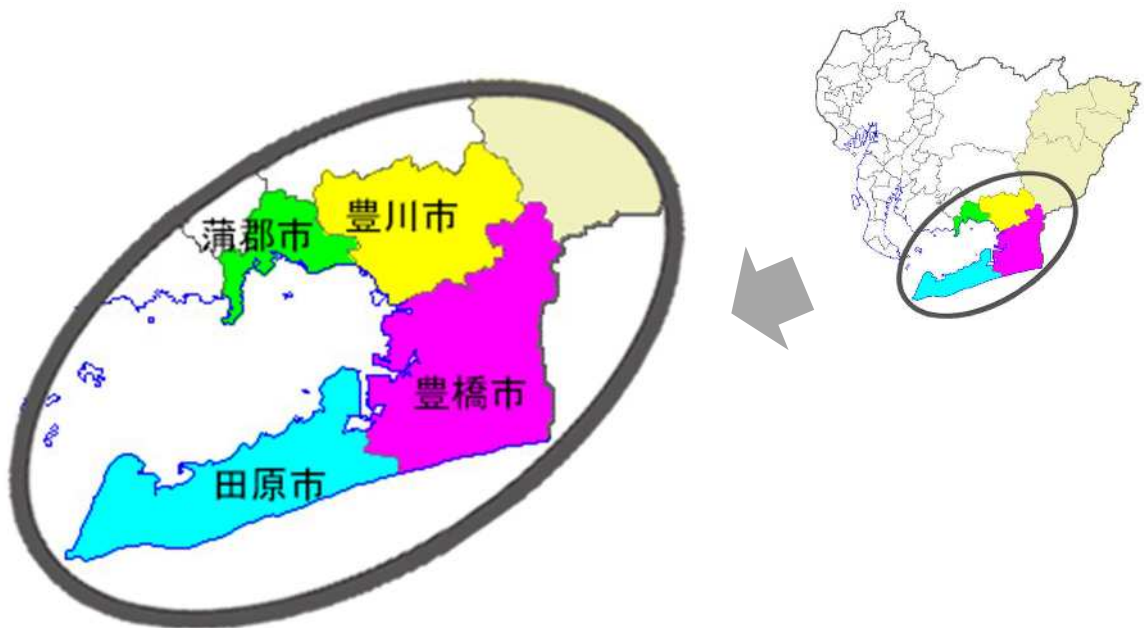
当センターでは、東三河南部4市を所管する児童相談所業務を行っている。

(1) 名称

愛知県東三河児童・障害者相談センター

(2) 所管区域

所管区域は東三河南部の4市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）である。



(3) 職員

児童相談所部門の職員数は次の表のとおりである。

職種	人数(人)
センター長	1
医師（嘱託医）	1
スーパーバイザー	6
保健師	2
児童福祉司	18
児童福祉司（育児短時間代替）	1
児童心理司	10
警察OB（非常勤）	1
児童移送担当	1
その他	1

職員数は令和8年4月1日現在

※庶務は、地域福祉課が所掌

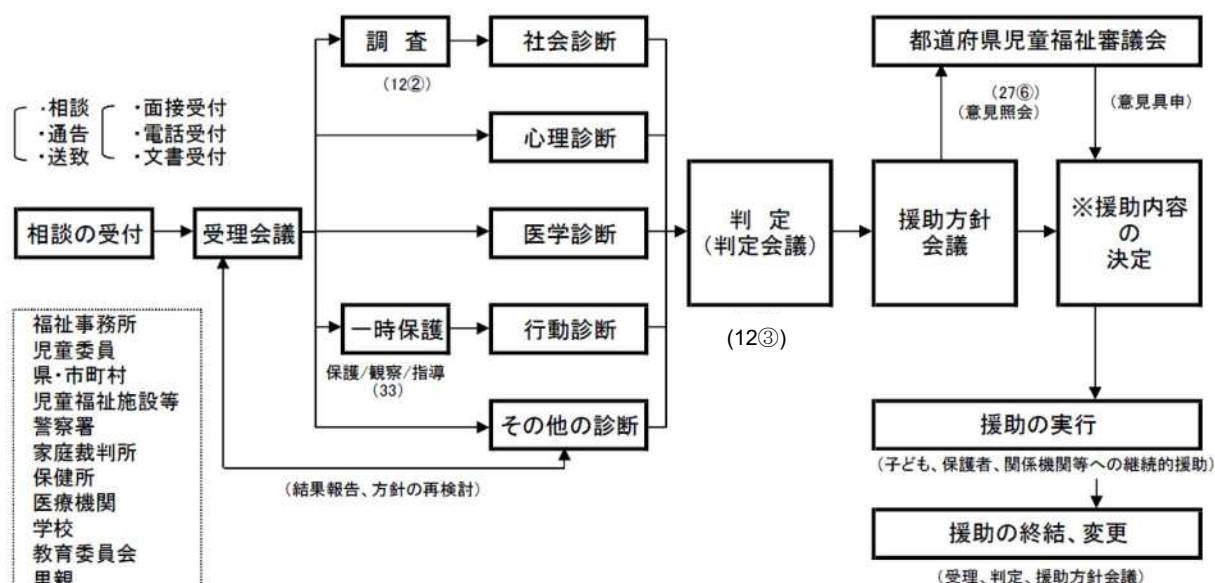
2 業務の概要

(1) 業務内容

児童福祉法に規定される「児童相談所」として、主として、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づく以下の業務を行っている。

- ア 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- イ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ウ 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- エ 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- オ 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- カ 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- キ 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- ク 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ケ 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 業務系統図



※援助内容

1 在宅指導

(1) 措置によらない指導 (12③)

- ア 助言指導
- イ 継続指導
- ウ 他機関あっせん

(2) 措置による指導

- ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- オ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)
- カ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
- キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)

(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)

2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)

指定発達支援医療機関委託 (27②)

3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)

4 児童自立生活援助の措置 (33の6①)

5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)

福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の2、63の3)

都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)

6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)

7 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

- ア 施設入所の承認 (28①②)
- イ 引き続いての一時保護にかかる承認 (33⑭)
- ウ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の4①)
- エ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
- オ 後見人選任の請求 (33の8)
- カ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項)

3 業務の実績

(1) 相談・指導等の状況

ア 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のと通りの相談種別に分けている。

相 談 種 別		内 容
養護 相談	児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止等に関する法律の第 2 条に規定する次の行為に関する相談。（「児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう」（児童虐待防止法第 2 条）） (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	そ の 他 の 相 談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障 害 相 談		
	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
非行 相談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第 25 条による通告のない児童に関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
育 成 相 談		
	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
そ の 他 の 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
		上のいずれにも該当しない相談。

イ 相談種類別受付件数

令和 7 年度の相談種類別・年齢別の相談受付件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	養 護		保健相談	障害相談	非 行		育成相談	その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談			
0 歳	40	42					1	1	84
1 歳	47	28		9			2		86
2 歳	33	20		18			2	1	74
3 歳	42	19		65			10		136
4 歳	38	21		37			4		100
5 歳	45	31		108			7		191
6 歳	37	25		69			5		136
7 歳	65	41		100	1	1	9		217
8 歳	47	34		45			6		132
9 歳	37	27		41	1	4	11		121
10 歳	55	29		79	1	3	9		176
11 歳	52	32		57	1	6	3	1	152
12 歳	43	47		52	2	3	7		154
13 歳	40	54		102	5	14	7		222
14 歳	50	56		77	3	5	4		195
15 歳	55	71		40		2			168
16 歳	33	59		81	4		1	1	179
17 歳	50	54		81	5		1		191
18歳以上		2		3					5
年齢不詳		2					1	3	6
計	809	694	0	1,064	23	38	90	7	2,725
豊橋市	472	431		584	17	19	50	3	1,576
豊川市	226	155		300	3	9	26	2	721
蒲郡市	70	72		89		3	8	1	243
田原市	30	12		88	2	7	3		142
管外	11	24		3	1		3	1	43

ウ 相談種類別対応件数

令和7年度の相談種類別対応件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

		面接指導			児童福祉司指導	市町村送致	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	ファミリーホーム委託	児童自立援助ホーム委託	家庭裁判所送致※	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん											
養護	児童虐待相談	727	41	3	4	22	11		2	1				11	822
	その他の相談	608	37	12	1	6	13		7	2				8	694
保健相談															0
障害相談		1,069	3				1						22	1	1,096
非行	ぐ犯行為等相談	19	2				2					1			24
	触法行為等相談	2	2		6		2							23	35
育成相談		86	2	3											91
その他の相談		7													7
計		2,518	87	18	11	28	29	0	9	3	0	1	22	43	2,769

※ 児童福祉法第27条第1項第4号によるもの

(注)受付から対応の間に年度をまたぐ場合や1件の相談受付に対して複数の対応を採る場合等があるため、受付件数と対応件数は必ずしも一致しない。

(2) 養護相談の状況

令和7年度に対応（前記3(1)㍿）した虐待相談の状況は次の表のとおりである。

ア 虐待相談の状況

(ア) 相談経路・虐待の種類

(単位：件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
県市町村	児童相談所	1		4	3	8
	都道府県（児童相談所を除く）	3		2		5
	こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門	15	1	8	10	34
	その他					0
保育所		3			1	4
児童福祉施設・指定医療機関		4		1	11	16
警察等		104		479	28	611
家庭裁判所						0
保健所・医療機関	保健所					0
	医療機関	1	1	2	1	5
幼稚園・学校・教育委員会等		21	1	9	6	37
里親・ファミリーホーム		1			1	2
児童委員						0
家族	虐待者本人	10		9	1	20
	虐待者以外	11		8	3	22
親戚		2		8		10
近隣・知人		7		28	5	40
児童本人		5		3		8
その他						0
計		188	3	561	70	822

(イ) 被虐待児の年齢・虐待の種類

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	7		108	7	122
3歳以上就学前	36		111	23	170
小学生	80	2	192	27	301
中学生	41	1	96	5	143
高校生その他	24		54	8	86
計	188	3	561	70	822

(ウ) 児童虐待防止法関係

令和7年度中に児童虐待防止法の規定による出頭要求、立ち入り調査、臨検・捜索を行ったケースはなかった。

イ 虐待対応関連事業

(ア) 虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議

かつてはあらゆる児童相談を児童相談所が対応することとされていたが、児相虐待相談の急増等を背景とした児童福祉法改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として明確化され、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されている。

当センターにおいては、市相互間の連絡調整及び児童虐待等の発見から親子再統合などに関する解決困難な児童家庭問題に、迅速かつ組織対応ができる地域体制作りの支援を目的として管内の関係機関（35機関）を構成員とする「虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議」を設置している。

会議開催状況 代表者会議 令和7年10月20日
 実務者会議 令和7年7月25日

(イ) 児童虐待対応弁護士、精神科医師、法医学専門医師

児童虐待の援助に当たっては、法律、医学の専門知識が必要であるため、愛知県では、児童虐待対応弁護士、児童虐待対応精神科医師、児童虐待対応法医学専門医師を設置して、援助に当たっての相談センター職員の相談や、現場での立会業務等の業務を行ってもらっている。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第 33 条に基づき行うもので、一時保護所（西三河児童・障害者相談センター・春日井児童相談センターに設置）に入所させるか、児童福祉施設、里親などに保護を委託して行う。緊急の保護や、児童の行動観察、短期治療などを目的とする。

令和 7 年度中に一時保護を開始した件数及び解除した状況は次の表のとおりである。
（一時保護中に年度をまたぐ場合があるため、開始と解除の件数は一致しない。）

ア 一時保護開始件数 （単位：件）

区分		養護		障害	非行	育成	保健 その他	計
		児童虐待	その他					
一時保護所		33	36					69
委託保護	施設	55	81					136
	里親	21	18					39
	警察	1						1
	その他	8	39	3				50
	自立援助ホーム	24	28					52
	医療機関							
計		142	202	3				347

イ 一時保護解除の状況 （単位：件、日）

区分	児童福祉施設入所	里親委託	他児相・他機関に移送	自立援助ホーム入所	帰宅（保護者）	帰宅（保護者以外）	その他	計（件数）	保護延日数
一時保護所	5	0	3	0	28	0	34	70	1,695
委託保護	14	1	25	2	137	5	94	278	4,604
計	19	1	28	2	165	5	128	348	6,299

(4) 児童福祉施設等への入所状況

令和 7 年度に里親等への委託・児童福祉施設等への入所（児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項）、障害児入所給付費支給決定（児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項）による入所をした人数及び年度末現在の在籍児童数は、次の表のとおりである。

（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親・ファミリーホーム	障害児入所施設		指定医療機関	計
						福祉型	医療型		
年度中入所人数	4	14	2	6	2	2	20	1	51
年度末在籍数	7	112	5	5	24	40	9	1	209
							4	2	

（注）措置等決定日と入所日の年度が異なることがあるため、1 (3) の対応決定件数とは一致しない。

障害児入所施設、指定医療機関については、上段は入所措置、下段は入所給付決定。

(5) 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい知識をもった家庭的な養育により健全に育てることを目的として、里親、ファミリーホームへの委託が推進されている。

ア 里親への委託状況

児童を里親へ委託した状況

(単位：人)

	令和7年度 新規委託児童数	年度末現在 委託中児童数
養育里親	1	13
専門里親	1	2
親族里親	0	5
養子縁組里親	7	3
計	9	23

養育里親・・・家庭に戻るまで、又は原則として18歳に達するまで養育
 専門里親・・・虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を専門的な知識等を用いて養育
 親族里親・・・児童の三親等内の親族が養育
 養子縁組里親・・・将来、養子縁組を前提とした児童の養育
 レスパイトケア・・・里親の一時的な休息のための支援

イ 管内里親登録状況

里親登録状況、及び、当センター管内里親の里子受託状況

(単位：人)

		令和7年度新規 認定・登録里親数	年度末現在 登録里親数	年度末現在 児童受託里親数
	認定・登録里親数	6	76	20
再 掲	養育里親	6	74	13
	専門里親	1	4	2
	親族里親	0	2	2
	養子縁組里親	5	48	4

(注) 養育里親かつ養子縁組里親などの複数の区分で登録されている里親がいる。

ウ 里親への支援

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流推進（サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業の実施や、里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童は積極的に里親委託を推進するように取り組んでいる。

エ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

児童をファミリーホームへ委託した状況

(単位：人)

	令和7年度 新規委託児童数	年度末現在 委託中児童数
ファミリーホーム	1	1

(6) 療育手帳の交付状況

療育手帳は、知的障害児(者)が一貫した支援を受けられるようにすること及び各種の福祉制度手続きを円滑に行えるようにすることを目的とする障害者手帳制度で、当センターでは管内の知的障害児について交付等を行っている。

令和7年度に新規交付・再交付・再判定を行った件数及び年度末現在の管内の手帳所持児童数は次の表のとおりである。

(単位：件、人)

		A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
年度中	新規交付	42	41	186	269
	再交付	4	0	4	8
	再判定	228	139	223	590
年度末現在手帳所持 児童数		600	380	999	1,979

第4 障害者相談課の事業

1 障害者更生相談所部門の概要

東三河児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第 11 条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第 12 条に基づく「知的障害者更生相談所」として、東三河部の 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）を管轄し、身体障害者手帳の交付（豊橋市を除く）、自立支援医療（更生医療）の要否判定、補装具の要否判定、18 歳以上の知的障害者への療育手帳の交付などの業務を行っている。

2 業務の概要

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

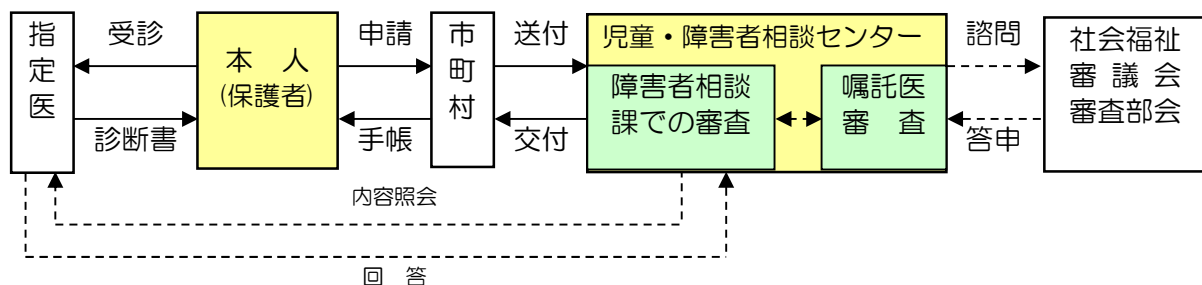
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ0.1以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ70 dB以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

重度

軽度

種別			等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	(7 級)
外部機能障害	視覚障害			○	○	○	○	○	○	－
	聴覚・平衡機能障害		聴覚障害	－	○	○	○	－	○	－
			平衡機能障害	－	－	○	－	○	－	－
	音声・言語・そしゃく機能障害			－	－	○	○	－	－	－
	肢体不自由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	－	○	－	－
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△
内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害			○	－	○	○	－	－	－
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害			○	○	○	○	－	－	－

(注) 7 級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合に 6 級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの

〔根拠法令〕障害者総合支援法第 74 条第 1 項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支 給 例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
そ の 他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗 HIV 療法など

(3) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕障害者総合支援法第 76 条第 3 項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置など

(4) 療育手帳の交付

18 歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根 拠〕愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備 考
A	最重度	I Q 20 以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重 度	I Q 21～35	
B	中 度	I Q 36～50	・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽 度	I Q 51～75	

(5) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的判定等、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠法令〕身体障害者福祉法第 11 条第 2 項、知的障害者福祉法第 12 条第 2 項

3 業務の実施状況

(1) 身体障害者手帳の新規交付件数

(単位:件、%)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	構成比
交付件数		813	817	876	100.0
障害別 内 訳	視 覚	55	68	59	6.7
	聴覚・平衡	46	33	49	5.6
	音声・言語・そしゃく	8	8	7	0.8
	肢体不自由	267	277	274	31.3
	内部障害	437	431	487	55.6

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定件数

(単位:件、%)

区 分				令和5年度	令和6年度	令和7年度	構成比
判定件数				801	799	814	100.0
障害別 内 訳	聴覚・平衡			0	2	1	0.1
	音声・言語・そしゃく			7	9	7	0.9
	肢体不自由			5	6	5	0.6
	内 部 障 害	腎	人工透析	542	544	558	68.5
		臓	免疫抑制等	150	151	157	19.3
		心 臓		2	0	0	0
		免 疫		88	80	79	9.7
		肝 臓		7	7	7	0.9

(3) 補装具の要否判定件数（適合判定を除く）

(単位:件、%)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	構成比
判定件数		292	323	302	100.0
種 別 内 訳	義肢（義手・義足）	37	38	40	13.2
	装 具	64	85	90	29.8
	姿勢保持装置	23	25	16	5.3
	補 聴 器	87	92	98	32.5
	車椅子・電動車椅子	77	82	57	18.9
	意思伝達装置	4	1	1	0.3
	そ の 他	0	0	0	0

(4) 療育手帳の交付件数

(単位：件、%)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	構成比
交付件数		593	657	604	100.0
内 訳	新規交付	22	20	20	3.3
	再 交 付	59	72	52	8.6
	再 判 定	512	565	532	88.1

(5) 判定内容別件数 (令和7年度)

ア 身体障害者相談

(単位：件)

区 分	等級診断	医学判定	更生医療判定	補装具判定	計
件 数	1,333	75	814	467	2,689

イ 知的障害者相談

(単位：件)

区 分	医学的判定	心理学的判定	計
件 数	25	692	717

* 構成比の合計は、端数処理の関係で100にならない場合があります。

令和 8 年度 事業概要

令和 8 年 8 月発行

愛知県東三河福祉相談センター

〒440-0806 豊橋市八町通 5 丁目 4 番地

電話 0532-54-5111